6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証　個別契約時の指示による。

⑶　契約書作成の要否

基本契約：必要（作成方法については基本契約の相手方と協議する）‥基本契約書案を参照のこと

個別契約：必要（作成方法については基本契約の相手方と協議する）‥入札者に対する指示書を参照のこと

⑷　関連情報を入手するための照会窓口は上記５⑴に同じ。

⑸　技術提案書のヒアリングを行う。

⑹　詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。

7　Summary

⑴　Subject matter of the contract : Basic contract for seismic reinforcement design for bridges of Nagano Operation Office Jurisdiction (Part. 2)

⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 26 May 2020

⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 21 July 2020

⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yoshimine Toru, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.

⑸　Classification of the services to be procured : 42

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Yazawa Sanako, Deputy Manager of a Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama prefecture, 330―0854 TEL : 048―631―0020

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する雨竜川下流農地防災事業　八丁目頭首工機械設備製作据付工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和２年４月24日

北海道開発局長　後藤　貞二

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　雨竜川下流農地防災事業　八丁目頭首工機械設備製作据付工事(電子入札対象案件)（電子契約対象案件）

2　工事場所　北海道雨竜郡秩父別町ほか

3　工事内容　水門設備（(洪水吐ゲート（シェル構造ローラゲート（純径間：27.6m、扉高：2.42m））製作・据付け：Ｎ＝２門）・（土砂吐ゲート(フラップ付シェル構造ローラゲート(純径間：27.6m、扉高：2.54m（上段：0.8m））製作・据付け：Ｎ＝１門））、付属設備（鋼製階段）製作・据付け：一式、電源設備（低圧受電盤、非常用発電装置ほか)製作・据付け：一式、操作制御設備（中央監視操作卓、データ伝送装置ほか）製作・据付け：一式

4　工事区分　機械装置

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　令和２年４月24日から令和２年６月５日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和２年６月６日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。)。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。)でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。

ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成17年度以降に、次の(ｱ)の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

ただし､代表者以外の構成員については、次の(ｲ)の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

(ｱ)　河川用水門設備（頭首工含む）のシェル構造ローラーゲート(純径間15m以上）の「製作及び据付け」の施工実績を有すること。なお、製作と据付けは同一工事でなくてもよい。

(ｲ)　河川用水門設備（頭首工含む)の「シェル構造ローラーゲート（純径間15m以上)」又は「プレートガーダ構造ローラーゲート（１門あたりの扉体面積50㎡以上)」の「製作及び据付け」の施工実績を有すること。なお、製作と据付けは同一工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。現地での据付期間は設計図書に示す期間を予定する。資料に記載する配置予定技術者は、当該専任予定技術者とする。工場製作において配置する主任技術者又は監理技術者については、同一工場内における他の工事との兼任を認めることとし、現地での据付期間に専任で配置する主任技術者又は監理技術者と同一でなくてもよい。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

(ｲ)　平成17年度以降に、上記イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。